

名護市スポーツ協会「日本スポーツ協会公認資格取得に関わる」受講料補助に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名護市スポーツ協会会則第4条5項に基づき、名護市におけるスポーツ少年団スタートコーチ（ジュニア・ユース）及びスポーツ協会専門部、日本スポーツ協会公認資格スタートコーチ・コーチ1養成講習会受講料補助金(以下「補助金」という)の交付について、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 補助金の対象者は市内に住所を有する者とする。ただし、次の各号に掲げる者は対象外とする。

- (1) 職業スポーツ従事者
- (2) 同一年度内に、この規程に基づき補助金を受けた者

(補助対象資格)

第3条 補助金の対象となる資格は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格

- (1) スポーツ少年団「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」
- (2) スポーツ協会専門部「スタートコーチ」及び「コーチ1」とする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」「スタートコーチ」「コーチ1」の取得にあたって必須となる講習会の受講料、テキスト代及びオンライン学習システム利用料などのうち、第6条に定める申請を行った年度中に支払ったものとする。ただし、資格の登録及び更新にかかる費用は含めないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、上限6,000円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該資格の取得に関して他に同様の補助等を受ける場合には、6,000円から他の補助等の金額を除いた額を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」「スタートコーチ」「コーチ1」取得補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて事務局長に提出しなければならない。

- (1) 講習会等の開催要項等
- (2) 受講申込書又は申込完了メールの写し
- (3) その他事務局が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 事務局長は、申請者から補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、当該補助金の交付を決定し、その旨を「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」「スタートコーチ」「コーチ1」取得補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 事務局長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請に虚偽又は不正があった場合
- (2) 講習会等が中止になるなどした場合
- (3) 指導者として不適当と認められる事実が判明した場合
- (4) この規程に違反した場合

2 事務局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命じることができる。

(実績報告及び請求)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者は、「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」「スタートコーチ」「コーチ1」の取得にあたって必須となる講習会等の受講を終えた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、講習会の受講料、テキスト代及びオンライン学習システム利用料などに関する領収書等の写しを添付して「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」「スタートコーチ」「コーチ1」取得補助金実績報告書(第3号様式)を事務局長に提出し、併せて「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」「スタートコーチ」「コーチ1」取得補助金事業請求書(第4号様式)を事務局長に提出しなければならない。合否が明らかになった場合、取得した資格における認定証の写しを速やかに事務局長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 事務局長は、前条の報告及び請求を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の金額を確定し、交付するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 この補助金の交付に関する関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金の評価)

第12条 事務局長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 事務局長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、令和6年7月12日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年12月20日から施行する。